

アパートなどを借りて住んでいる人は、家主に引っ越しをする日を連絡します。

普通は、引っ越しの1ヶ月前までに連絡しなくてはいけません。引っ越しが

決まつたら、早めに連絡しましょう。

引っ越しをする時は、家具や荷物を全部出して部屋を掃除してから、家主や

不動産会社の人と一緒に「立会い」をします。立会いでは、借りていた間に、壁

や床、扉などを壊したり、汚したりした部分がないかを確認します。入居後についていた汚れや傷が

あった時は、借りていた人のお金で修理しないといけない場合があります。修理のお金は、家を

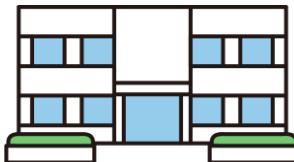
借りる時に家主に預けた「敷金」から払うことが多いです。敷金が残れば返ってきます。家賃は、

最後の月は日割り計算をします。

引っ越しの時はごみがたくさん出ます。ごみ収集カレンダーを見て、捨てましょう。電気・

ガス・電話はそれぞれ契約している会社に、引っ越しをする日を連絡して料金の精算をします。

引っ越しをする時は、市役所総合窓口か、支所で転居・転出・転入の手続きをしてください。



手続きのときには、在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカードを持ってきてください。転出の届出の時は「転出証明書」をもらいます。この証明書を持って、引っ越し先の市役所で

転入の手続きをしてください。家族関係や世帯主との関係を証明する書類が必要になることもあります。

用意してください。

日本を長い間離れる時も転出届が必要です。日本に戻った時は転入届

が必要なので、忘れずに届出をしてください。



小学生・中学生の子どもがいる人は、学校から転校に必要な書類をもら

ってください。子どもが外国籍の場合は、子どもと保護者の在留カードを持って、引っ越し先の

市区町村の教育委員会で就学許可の申請をしてください。